

# 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律

(平成一七年一〇月三十一日法律第一〇三号)

## 一、提案理由(平成一七年一〇月一日・衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会)

細田国務大臣 ただいま議題となりました平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及びその内容を御説明いたします。

この法律案は、平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃がもたらした脅威が依然として存在していることを踏まえ、我が国として、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに引き続き積極的かつ主体的に寄与するものとし、もって、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として提出するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

この法律案の内容は、現行法の有効期限をさらに一年間延長し、施行の日から五年間とするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

## 二、衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員長報告(平成一七年一〇月一八日)

船田元君 ただいま議題となりましたテロ対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、テロ対策特別措置法に基づき我が国が実施する措置を引き続き実施し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、同法の期限を一年間延長するものであります。

本案は、十月四日本院に提出され、同月十一日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われました。

本委員会におきましては、同日細田内閣官房長官から提案理由の説明を聴取した後、十七日より質疑に入り、本日質疑を終局し、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院外交防衛委員長報告（平成一七年一〇月二六日）

林芳正君 ただいま議題となりましたテロ対策特別措置法改正案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案は、平成十三年九月十一日に米国で発生したテロリストの攻撃による脅威の除去に努めることにより、国連憲章の目的達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して我が国が実施する措置等について定めるテロ対策特別措置法の有効期限を一年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、細田内閣官房長官、大野防衛庁長官及び町村外務大臣に対し質疑を行うとともに、参考人より意見聴取を行いました。

質疑の主な内容は、テロ対策特措法の有効期限を一年間延長する理由、協力支援活動の終了の条件と活動をやめた場合の影響、協力支援活動に係る予備費使用と国会の関与、アフガニスタンに対する復興支援の在り方、自衛隊の海外派遣に係る恒久法制などでありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の緒方委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。